

## 令和2年度 山梨県 新体力テスト・健康実態調査 実施要項

### 1 目的

本県児童生徒の生活習慣の実態を明らかにし、今後の健康教育の充実のための基礎資料とするとともに、各学校や家庭・地域の健康に対する関心を高めることにより、児童生徒の体力・健康の向上に資するものとする。

### 2 実施時期 令和2年4月から7月の期間

### 3 対象及び実施内容

- (1) 新体力テストは実施しない。（新型コロナウイルス感染症への対応のため）
- (2) 健康実態調査の実施  
健康3原則等に関する質問紙調査を実施する。

1. 運動部やスポ少、スポーツクラブに入っていますか。
2. 学校の保健体育の授業以外に運動やスポーツをどのくらいしていますか。  
(登下校の徒歩も運動に含む。)
3. 学校の保健体育の授業以外で運動やスポーツをするときは、1日どのくらいの時間運動しますか。(登下校の徒歩も運動に含む。)
4. 朝食は食べますか。
5. スナック菓子や炭酸飲料を食べたり飲んだりしますか。
6. 夕食は家族と食べますか。
7. 夕食は家庭で作ったものを食べていますか。
8. 1日の睡眠時間はどのくらいですか。
9. 学校の授業以外で、1日どのくらい家庭学習をしますか。(平日)
10. 1日にどのくらいテレビを見ますか。  
(ビデオ・ゲーム・パソコン・スマートフォン等も含む。平日)

小学校と中・高等学校では、質問の表現は異なる。

### 4 各学校における調査の実施、調査結果の入力及び提出について（次ページの図を参照）

- (1) 県教委は各学校に対し調査の実施要項を通知する（小中学校は市町村等教育委員会を通じて）とともに、保健体育課学校体育担当Webページ(<https://www.pref.yamanashi.jp/hotai/gakutaitop.html>)に実施要項、記録・回答用紙、入力ファイル及び入力マニュアルを掲載する。
- (2) 各学校の体育科主任等の担当教員（以下「担当教員」）は、保健体育課学校体育担当Webページより実施要項、記録・回答用紙及び入力マニュアルをダウンロードする。高等学校及び統合型校務支援システム（校務機能）の利用が開始されていない市町村の小中学校は、入力ファイルもダウンロードする。
- (3) 児童生徒への健康実態調査を実施する。調査・回答用紙が校種別になっていることに留意する。また、小学校は低・中・高学年別になっていることにも留意する。
- (4) 調査の回答を入力する。
  - ① 統合型校務支援システム（校務機能）の利用が開始されている市町村（組合）の小中学校  
統合型校務支援システム（校務機能）を利用し、入力マニュアルに従って入力することにより、回答の集計及び提出となる。  
※入力マニュアル10ページからの「生活習慣調査回答一括入力の編集・登録」を参考にす。なお、16ページに示すとおり「学校データ確定」により県教委への提出となるが、体力テストの「クラスデータの確定」が完了しないと「学校データ確定」を実行できないため、7ページを参考に、体力テストの結果を入力しなくても体力テストの「クラスデータの確定」を実行する。

②統合型校務支援システム（校務機能）の利用が開始されていない市町村の公立小中学校  
 入力マニュアル（未導入校）を参考に、ダウンロードした入力ファイルに回答を入力し、  
 ファイルを電子メールにより、保健体育課学校体育担当に提出する。

③公立高等学校

入力マニュアル（未導入校）を参考に、ダウンロードした入力ファイルに回答を入力し、  
 ファイルを電子メールにより、保健体育課学校体育担当に提出する。

入力及び提出の期限は **8月28日（金）** とする。

提出先メールアドレス

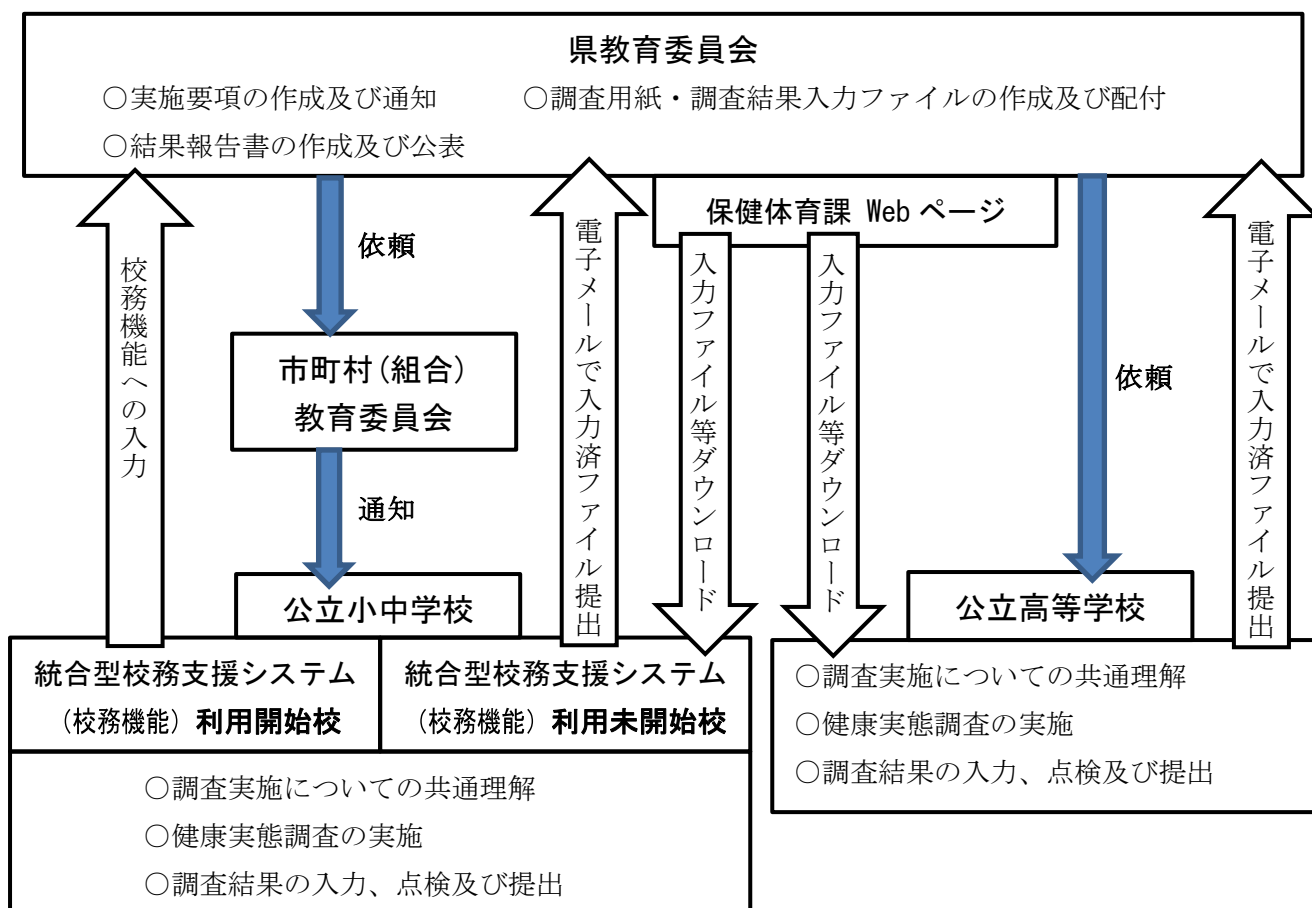
山梨県教育庁保健体育課学校体育担当 [yamamoto-ixxc@pref.yamanashi.lg.jp](mailto:yamamoto-ixxc@pref.yamanashi.lg.jp)

※統合型校務支援システム（校務機能）の利用が開始されている市町村（組合）の小中学校は、電子メールで提出せず、必ず①による方法で回答を入力してください。

【注意】

ア) 高等学校及び統合型校務支援システム（校務機能）の利用が開始されていない市町村の小中学校の担当者は、入力ファイルに全ての学級の回答が入力されていることを確認したうえで提出すること。

イ) 高等学校及び統合型校務支援システム（校務機能）の利用が開始されていない市町村の小中学校の担当者は、入力ファイルを提出する際にパスワードをかけるなど、個人情報保護には十分配慮すること。



6 結果の処理及び報告

県教育委員会は、提出された各校の結果を集計する。集計の結果、今後の方策等をまとめ、Webページに掲載することにより、各学校・各市町村等をはじめ広く県民に公表する。

また、学校ごとの集計結果は1月末までに各校に返却する。なお、統合型校務支援システム（校務機能）を利用して結果を入力した学校は、入力を確定し次第、自校の集計結果を確認することができる。